令和4年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

- Ⅱ 場 所 広島県庁 R 3会議室 (広島市中区基町 10 番 52 号)
- Ⅲ 出席委員 細野委員 (議長),梅津委員,大井委員,篠原委員,西原委員

IV 議 題

- 1 消費・安全対策交付金について
 - (1)消費・安全対策交付金の概要
 - (2) 家畜衛生の推進
 - (3) 農薬の適正使用等の総合的な推進, 重要病害虫の特別防除等
 - (4) 水産物の安全の確保,養殖衛生管理体制の整備
- 2 日本型直接支払制度について
 - (1)日本型直接支払制度
 - (2) 中山間地域等直接支払交付金
 - (3) 多面的機能支払交付金
 - (4) 環境保全型農業直接支払交付金
- 3 強い農業づくり総合支援交付金について
 - (1) 強い農業づくり総合支援交付金の概要
 - (2) 事業実施一覧
- 4 産地生産基盤パワーアップ事業について
 - (1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要
 - (2) 事業実施一覧
- V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課

電話 (082) 513-3591

VI 会議内容

1 消費・安全対策交付金について

(1)消費・安全対策交付金の概要

消費者に安全な食料を安定的に届けるためには、生産から供給にいたる各段階において、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じたリスク管理や疾病予防に取り組む必要がある。

この交付金は、これらの取組に必要な経費に充当できる交付金であり、本県では本交付金を活用して、農畜水産物の安全性の向上や、伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止に取り組んでいる。

農畜水産物の安全性の向上については、農薬の適正使用等の総合的な推進及び海洋生物毒の監視の推進に取り組んでいる。

伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止については、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備及び重要病害虫の特別防除等に取り組んでいる。

(2) 家畜衛生の推進について

令和3年度は、家畜衛生の推進について、一般型と特別交付型に取り組んだ。

一般型は、畜産物の安全性を確保するために、生産段階から適切な衛生管理が必要という観点から、家畜衛生を推進するため、本交付金を利用して、疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等について調査、指導を実施している。

死亡牛の BSE 検査や疾病の情報収集,高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の防疫演習などに取り組んでいる。

目標値の考え方は、消費・安全対策交付金の実施要領に基づき、家畜の伝染性疾病の検 出割合の減少率と検査件数の増加率を目標値として設定した。

計画時, 伝染性疾病発生件数は 80 件, 検査件数 12,130 件を見込み, 充実度(目標値)は 101.3 とした。

実績については次のとおり。

監視体制の整備・強化では、48 か月齢以上の死亡牛に対する BSE 検査を 127 頭実施し、 すべて陰性を確認した。

家畜の伝染性疾病の発生予防では、畜産農家が遵守すべき衛生管理事項である、飼養衛 生管理基準の指導を行った。

家畜の伝染性疾病のまん延防止では、高病原性鳥インフルエンザなどの疾病が本県で

発生した際の体制整備として,関係機関等への説明会,防疫演習を行うとともに,発生時 に必要となる防疫資材を購入,備蓄した。

畜産物の安全性の向上では、動物用医薬品の使用実態調査を30戸、薬剤耐性菌発現状 況調査を1戸実施した。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備では、家畜伝染病の検査に必要となる機器の整備を、家畜保健衛生所3か所で実施した。

成果については次のとおり。

疾病発生件数 79 件,検査件数 11,517 件であり,指標となる充実度は目標値をやや下回った。これは、県内における高病原性鳥インフルエンザの発生や新型コロナウイルス対策としての業務調整等によるものである。

なお、令和3年12月には県内養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生したが、 1件の発生に留めることができた。これは、備蓄防疫資材を整備したことや防疫演習、関係機関への説明会を重ねたこと、検査機器を整備したことなど、本交付金を活用して行った取組の成果もあり、防疫措置を速やかにおこなうことができた。

事業費は20,482,663円,うち交付金相当額は10,240,000円であった。

特別交付型は、国内における豚熱及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続して確認されており、これらの疾病への対策が必要ということで、国が緊急的に予算化した交付金である。

本県においても、当該疾病の県内養豚施設への進入防止対策が必要であるということ から、本交付金を活用して取組を行った。

実績については次のとおり。

家畜の伝染性疾病の発生予防については、広島空港国内線出口への靴底消毒マットの 設置を行い、当該疾病の本県への侵入防止を図った。

野生動物の対策強化については、野生いのししの豚熱感染状況調査の体制を整備し、捕獲いのししの豚熱等の検査を 135 頭実施した。

成果は次のとおり。

令和3年度、県内養豚施設においては、豚熱及びアフリカ豚熱の発生は無かった。

なお、この取組によって、捕獲された野生いのししの検査体制を確立したことから、県 内の野生いのししに豚熱が感染した事例を早期発見できる体制を整えることができた。

事業費は8,404,317円, うち交付金相当額は4,606,000円であった。

(3) 農薬の適正使用等の総合的な推進, 重要病害虫の特別防除等

農薬の適正使用等の総合的な推進に向けた取組について、近年は、地球温暖化の影響もあって、様々な病害虫が海外から侵入し、大量発生しているというニュースもあり、これらの病害虫から農家や農作物を守るためには、農薬の散布は不可欠である。

一方で、食の安全・安心を確保する上で、農薬の使用などへの消費者の関心は非常に高いことから、農薬の販売業者や使用者が、法令に基づいて適正な販売や使用を行うよう、行政機関として徹底する必要がある。

このため、県では、研修会や講習会を開催し、啓発活動に努めるとともに、立入検査を行うなど、監視活動や指導を行っている。

昨年度の実績のうち、啓発活動について、農薬の販売者や使用者、JA等の指導的立場の 方々を対象とした危害防止講習会等の研修会は、6月に計5回(5日)開催した。

危害防止講習会は、農薬の使用頻度が高くなる 6 月からの運動月間を中心に毎年開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、感染拡大前の 8 割程度 (R1:478 人 \rightarrow R3:376 人 78.7%) の参加者数に止まった。

ただし、県としても、感染防止対策として1日に午前・午後の2回実施し(例年1日1回)、 講師はweb出席とするなど、対象者が参加しやすい条件を整える努力を行い、当初の目的 は達成できたものと考えている。

一方,各地域や産地での栽培研修会などの機会を活用した啓発活動は,当初の計画を大き く上回る84回の開催となった。

こうした取組を重ね, 県全体で延 2,000 名を対象に, 農薬危害防止に向けた啓発を行う計画であったが, コロナ禍の影響もあり, 昨年度は 1,600 名余りの参加者数となった。

監視活動については、農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から、昨年度は、農薬販売者のホームセンターやJA販売店など19店舗を、農薬使用者については集落型農業生産法人やゴルフ場などの中から11件を抽出し、合わせて30件に対して、立入検査を実施した。

県では、権限移譲している 17 市町分を除き、県自らが調査した 6 市町の対象のうち、不適切な販売や使用の発生割合が 12.5%以下となるよう目標を設定していたが、結果として、13.3%と未達成となった。

目標値を下回った主な理由としては、販売者が店頭で除草剤を販売する際、農耕地へ使用するものかどうか表示の不備や、法に基づいて県へ提出している農薬販売業届の内容変更の届が未提出となっているなどの案件が判明したものによるもので、速やかに改善に向けた周知等行った。

県としては、このような結果を踏まえつつ、今後も継続して、農薬の適正販売、安全使用 の推進に向けて、法令遵守を行うよう啓発・指導に取り組んでいく。

重要病害虫の特別防除等については、海外から我が国へ調査対象の病害虫が侵入した場合に、生産者にとって重大な被害が予想されるため、特に警戒を強化して行うこと、また、 万が一侵入した時に迅速な防除が実施できるよう、まん延防止を図ることを目的としたものである。

侵入が警戒されているミバエ類という害虫の調査は、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエについて、それぞれ、4月から11月にかけて、年間延べ56回の調査を行い、現在のところ、県内での発生は確認されていない。

また、令和2年度から新たに実施しているコドリンガという蛾の調査についても、同様に 1か所で8回調査を行い、県内での発生は確認されていない。

(4) 水産物の安全の確保,養殖衛生管理体制の整備

水産物の安全性確保のため、カキ、アサリ、ムラサキイガイについて、貝毒対策実施要領 に基づいて貝毒検査を実施した。

令和3年度の検査は、主にカキ16地点、アサリ5地点、ムラサキイガイ1地点の計22地点を対象とし、通常の麻痺性貝毒の検査を7回、毒化状況に合わせた麻痺性貝毒の臨時検査を3回、下痢性貝毒の検査を1回実施した。

実績値は目標の176回に対し、167回となった。目標値が達成できなかった理由としては、 アサリの資源量低下により検査検体が確保できず欠測が生じたことなどによる。

養殖衛生管理体制の整備について、県内においては海面でマダイ、ヒラメ、ノリなどが、 内水面では放流用のアユ種苗や、マス類、観賞魚であるニシキゴイなどが養殖されており、 安全な養殖魚の生産に寄与するため、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用の指導を 実施した。

指導を行った経営体数は、指導会議によるものが 17、巡回指導によるものが 44、その他によるものが 100 となった。

質 疑

委員 家畜衛生の推進(一般型)の実績欄に記載の「目的は達成した」の目的の意味は。 事務局 疾病を発生させないために、疾病発生件数や検査件数の数値を目標値としているが、各年の状況で数値は変わるため、目安として実施要綱等に記載の8割達成を判 断基準としている。

- 委 員 R3年度の貝毒の検出状況及び,検出時の対応は?
- 事務局 R3年12月及びR4年1月に麻痺性貝毒が検出され、注意体制へ移行した。国の 定める規制値以下であったため出荷規制とはならなかったが、検査頻度を上げたほ か、国の規制値を超えていないことを検査で確認してから出荷するよう、生産者へ 指導を行った。
- 委員 事業費と交付金相当額について、県が予算立てした金額に対してその1/2相当額が交付されるのか、それとも、国から交付上限額が示され、それに合わせて予算立てするのか?
- 事務局 1年間の計画の積み上げで事業費を算定して要望する。
- 委 員 検査件数等を目標に設定しているが、安全性確保のためにこの回数の検査をすれば十分という考え方で件数目標を設定しているのか。
 - この検査数で安全性を確保できるという考え方でよいか。
- 事務局 家畜衛生で言えば、予算の制約がないわけではないが、従事する職員数で、検査・ 指導を最大限できる範囲で実施している。

検査すれば問題をすべて解決できるわけではないが、状況をモニタリングする目 的等でいえば十分と考えている。

- 委員 安全確保という意味では、貝毒検査の回数だけではなく、被害発生件数を目標値 とすべきではないか。
- 事務局 ご指摘の通り最終的な目標は貝毒被害の防止である。被害発生件数の目標値としての記載については、今後検討させていただく。
- 委員 家畜衛生の推進(特別交付型)で、家畜伝染病の発生予防のために広島空港国内線 出口に消毒マットを設置しているが、空港は発着地域が限局している。特定の地域 からの持ち込みを想定して、新幹線等ではなく空港のみなのか。
- 事務局 国内で豚熱の感染地域が拡大しており、豚熱の県内養豚農家への侵入を防ぐため に空港の出口で実施している。

豚熱やアフリカ豚熱等の疾病は、海外から侵入した疾病のため、国際線は国が水際対策を実施しており、国内線は県が対応している。

広く対応すべきとの指摘は分かるが、新幹線等の出口にマットを設置するのは現 実的に困難と考える。

委員 農薬の適正使用について、目標値である農薬の不適切な販売及び使用の割合の

12.5%という数字は高いように思うがいかがか?

事務局 過去から同様の指摘を受けているが、実際にこの数字を達成できていない。

5年に1回のペースで営業所を回ると、例えばホームセンターなどでは店長や従業員が変わっており、売れ筋の商品を手に取りやすいように並べ替えているなど、 抜き打ち検査に行くと不適切な案件がある。

ホームセンターはチェーン店なので、本店から商品の配列について指示があり、 本店へは各販売店に周知するよう指導しても、販売店の店長には十分に伝わってお らず、過去に直接指導を受けたことがない店長は、ついつい間違った商品の配列を してしまう。

特に除草剤については、一般家庭で庭やブロックの隙間などにジョウロなどで散布する液剤などが増えている。これは農業用には使えないが、農業用の横に除草剤という括りで販売されており、農業用ではないという表示がされていないため、指導するケースが多く、こうした案件を減らしていくことが重要と考えている。

このほか、農家が高齢化により使用簿を記帳していなかったり、使用期限が過ぎた農薬を倉庫にそのまま置いているといった案件がある。

2 日本型直接支払制度について

(1)日本型直接支払制度

日本型直接支払制度は農業農村の多面的機能の維持発揮を図るもので、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの制度で構成されている。 広島県農林水産業アクションプログラムの日本型直接支払制度における指標として、 R7年度において51,100haの農地面積を維持することを掲げている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払事業は広島県内23市町のうち18市町で取り組まれている。

広島県内の協定面積は 20,295ha であり,交付金額は広島県全体で約 27 億円となっている。集落協定の概要について,交付金の配分方法は,共同取組活動充当へ使う方法と農家への配分があるが,年々個々の農家への配分の割合が増えているが,大体半々の割合になっている。基礎的な活動のみを行っている協定へ単価の 8 割が交付され,集落戦略を作成する協定は単価の 10 割を交付される。全ての協定が取り組む基礎部分の共同取組活動の実施状況について,水路・農道の管理はほぼ全ての協定で取り組まれており,鳥獣被害対策に取り組む協定も多い。第 5 期対策では,10 割交付となる体制整備単価に取組む協

定は集落戦略を作成することとなっており、現在集落戦略を作成中の協定が913協定で、 既に完成した協定は1割程度となっている。安芸高田市の実施が特に進んでおり、55協 定作成が終わっている。これは、市役所職員が積極的に協定に対しての声掛けを行ってい ると聞いている。次に東広島市が進んでおり、集落型農業生産法人など組織的にリーダー シップを取って作成を行っているところが早いという結果になっている。

今までの活動に加え、加算措置に関する内容を実施すると所定額が加算される。広島県 では生産性向上加算の取組が一番多く実施されている。

棚田地域振興活動加算について、広島県内で3協定取り組まれており、全て安芸太田町となっている。コロナの中活発に活動に取り組んでいる。

加算の取組で、県内で最も多く実施中の生産性向上加算は、ドローンによる空中防除や 自走式草刈り機などのスマート農業に取り組んでいる協定が多い。

直近 5 年間の取組の推移について説明。令和元年度までの取組だった第4期対策から第5期対策の期替わりの際一気に協定が辞め、対策2年目の令和3年度では、横ばいではあるが、協定数、面積共に微増となっている。

協定数が減った原因として、広域化が進んでいるということもあり、期替わりの令和元年度から令和2年度の際、広域化のために57協定が22協定となり、令和3年度の際更に4協定が2協定に合併した。広域化は着実に進んでいる。

また、令和2年度から令和3年度において基礎単価から体制整備単価に移行した協定 も多く見受けられる。

また、今回農林業センサスの結果が公表されたことから9ページのグラフを更新したが、農業就業人口の減少、65歳以上の農業者の比率の増加が顕著となっていることが分かる。

(3) 多面的機能支払交付金

基本的に中山間地域等直接支払は急傾斜地が対象であるが、多面的機能支払交付金は 全域、農振農用地であれば取り組めることとなっている。

国,県,市町に土地改良事業団体連合会を事務局とする推進組織を含めた体制で推進している。

県内 17 市町で取り組んでおり、取組面積は 18,821ha であり活動組織は 782 組織、交付金額が 10 億 58 百万円となっている。また、県内の農振農用地面積は 52,788ha であり、カバー率は 35.7%となっている。平成 26 年度に多面的機能支払交付金が創設され大きく取組面積が伸びたが、その後は現状を維持し活動している。市町毎の取組状況として

取組面積では庄原市,三次市,東広島市が多い。活動内容として,農地維持支払では,畦 畔・水路の草刈・泥上げが多くを占め,資源向上支払(共同活動)では,畦畔,水路の補 修を実施し,資源向上支払(長寿命化)では水路,農道の補修・更新を実施している。

課題として、高齢化や農業者の減少に伴い活動組織の体制構築ができないことや事務 処理を担う人材不足が大きな理由となっており、今後、取組をやめる組織も現れることも 予想され体制強化のための広域化を推進していく必要がある。また、集落法人により集積 された地域以外では、担い手への面的な農地集積が進んでいない状況にあるため、活動期 間内に策定する今後の保全管理の姿や実現に向けた方法を検討し取りまとめる地域資源 保全管理構想をきっかけに活動組織から担い手への農地集積を促す必要がある。

中間評価について、多面的機能支払交付金は5年ごとに区切りを設けて、その中間年 (3年目)に施策の評価を行っている。本年度 (R3年度)の評価の視点は①地域資源の 適切な保全管理②農村環境の保全・向上③農業用施設の機能増進④農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献⑤構造改革の後押し等地域農業への貢献⑥自然災害の防災・減災・復旧になっており、いずれの項目についても概ね高評価であった。対象組織の自己評価に対する市町村評価についても優良という結果が得られている。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型農業直接支払交付金は、日本型直接支払制度の一つとして、地球温暖化防止や生物多様性保全等の自然環境の保全に資する農業生産活動を支援している。対策は平成27年度から始まり、現在は令和2年から6年度までの5年間を期間した第2期対策として実施されており、今年度が中間年評価実施年となっている。

対象となるのは、複数の農業者による任意組織であるが、一定規模以上の個人農業者も対象になる。要件は、販売目的で生産していること、「みどりのチェックシートの取組」を実践していることである。「みどりのチェックシート」は今年度から要件化され、化学肥料、農薬の使用量削減や温室効果ガスの排出削減、農作業安全に関する具体的な取組項目が記載されている。また、技術マニュアルの作成や地域住民との交流会などを実施する必要がある。その上で、化学肥料と農薬を慣行栽培レベルから5割以上低減する生産活動と併せ行う取組や有機農業の取組を支援する。対象となる取組と支援単価については、令和2年度に2期対策に切り替わり、新たな取組の追加や単価の見直しが行われている。

令和3年度の取組件数は69件、取組面積は585.3haとなっている。取組面積が多いのは、「堆肥の施用」「有機農業」「カバークロップ」「秋耕」の順となっている。交付額について半分は国が、残りの半分ずつを県と市町が交付している。今年度の計画については、

6月末時点の計画段階において合計 742ha で取組が予定されている。

令和3年度の市町別の実績について取組が多いのは、三原市、庄原市、世羅町、東広島市の順となっている。

「中間年評価報告書」については、県が評価を行って本会議で承認の上で国へ提出する。

「I県における環境保全型農業推進の方針」については、県で策定している「農林水産業アクションプログラム」と「環境にやさしい農業推進方針」に基づき、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立を基本に置いて、環境にやさしい農業を推進することで、安全・安心な農産物を安定的かつ持続的に供給することとしている。

「Ⅱ取組の実施状況」については、令和元年度実績からの変化をみると、実施市町数は 1 市町減の 12 市町、実施件数も 1 件減って 57 件(延べ件数 69)である。実施面積は 67ha 増加して 585ha になっている。取組別実績でみると、「有機農業」は、実施件数が減少したものの面積は 101ha で増加している。なお、「有機農業」については、有機 J A S の認証取得は求めていないが、それと同等の取組内容を求めている。「堆肥の施用」は、2 期対策に入り増加しているが、令和 3 年度は横ばいとなっている。「カバークロップ」は栽培前後に緑肥等を作付けして最終的には土の中にすき込む取組である。令和 3 年度にかけて V 字的に増加している。令和 2 年度から対象となった取組として、「不耕起播種」は、麦、大豆を対象に、ほ場を耕起せずに播種する取組で、5ha で取り組まれている。「秋耕」は水田を秋に耕起して翌春に水稲を作付けする取組で、12ha で取り組まれている。推進活動の実施件数については、複数の取組をされる場合があるので、合計が実施件数とは一致しない。いずれの活動も万遍なく取り組まれている。

「Ⅲ環境保全効果等の効果」の「1地球温暖化防止効果」については、1期対策終了時に国が実施した評価において、本対策の取組内容すべてが「効果が高い」と評価されている。本県では、そのうち有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、不耕起播種、秋耕に取り組んでおり、令和3年度には合計で585haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組は拡大している。各取組における温室効果ガス削減効果の算定については、農業者の実態を国へ報告しており、今後、国の中間評価において結果が示される。「有機農業の堆肥施用の取組に係る優良事例」について紹介する。毎年大量に発生するもみの有効活用について、もみはそのままでは分解が進まないため、燻炭にして牛糞等と混ぜることでケイ酸を多く含む堆肥ができ、稲の生育が良くなり、食味も上がっている。今後は落ち葉の活用も検討されている。

「2生物多様性保全効果」については、国の1期対策評価では、有機農業、地域特認で

設定された冬期湛水管理や総合的病害虫・雑草管理いわゆるIPMの取組が「効果が高い」と評価されている。本県では有機農業の取組が該当するが、令和3年度にかけて101haと増加している。「IPMの優良事例」について、あいがも農法を紹介する。田植え後にあいがものヒナを放つことでウンカなどの害虫や雑草を食べてくれることから農薬を使用しないので生物多様性保全に貢献するというものである。あいがもの管理に労力がかかることが課題となっている。

「3その他の効果」について、「情報発信と消費者交流の取組事例」を紹介する。農業者はSNSといった手法も取り入れて様々な情報発信を行っており、加えて、コロナ対策を講じながら消費者との交流イベントを積極的に取り組んでいる。効果としては、農産物の需要喚起や都市と農村の交流による地域の活性化はもちろんだが、プラスチックでコーティングしてある肥料の削減要望が出るなど、より具体的に農業や環境問題に関心を持ってもらうことにつながっている。

IVの「1事業の評価」としては、取組面積は令和元年度と比較して 67ha 増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に資する営農が着実に推進されている。内訳としては、令和2年度から新たに対象となった「不耕起播種」と「秋耕」がそれぞれ 5ha, 12ha に増えており、単価が前対策から引き上げられた「有機農業」は 101ha まで増加している。「カバークロップ」については前対策から単価が引き下げられ令和2年度は減少したが、より単価が低い「秋耕」からの切り替えが進み、令和元年度の 14ha から 34ha に大幅に増加している。課題としては取組市町が減少していることから制度周知を進める必要がある。

「今後の方針」について、アクションプログラムと推進方針に基づき、特に県内の主要な産地や担い手にも環境にやさしい農業の拡大を図り、消費者が安心して選択できる安全な農産物を確保提供する施策を推進する。具体的には「環境保全型農業直接支払交付金」の活用や今年7月に施行された「みどりの食料システム法」の推進と連携しながら、有機農業の取組や「安心!広島ブランド」の認証取得を支援していく。また、流通、消費に関しては、量販店への販路拡大や学校給食への提供等について、地産地消や食育の取組と連携して支援していく。

質 疑

委員 中山間地域等直接支払交付金の交付金使用方法に記載のある役員報酬とは何か。 実費を払うのか。協定の中で役員報酬はいくらと決めた金額を払うのか。

- 事務局 用途は協定によって自由に決めることができる。実費についても支払うことができるし、役員に定額を支払うことが可能。
- 委員 それでは、これだけやると決めておいて、実際に実費がそんなにかかっていなかったとしても支払い可能なのか。
- 事務局 自由に協定で決めて良いが、実費に基づいて決めている協定が多い。
- 委 員 一旦協定にわたったお金の使途は協定の中で決められるということか。

事務局 はい。

委 員 中山間地域等直接支払交付金について,多面的機能支払がある中で,中山間地域等 直接支払交付金の中にも多面的機能増進活動費というものがある。

また、農産物等の販売促進関係費、都市住民との交流促進関係費などがあるが、本制度は中山間地域と平地との生産コスト差を解消するための制度と聞いているが、 費用が合致するのか教えてほしい。

- 事務局 協定によって用途は様々。多面的機能増進活動費は法面に芝桜を植えたりという 活動に使用している。中山間地域等直接支払交付金は協定毎にどういう活動をする か話し合って活動ごとに色々な取り組みを行う。面積×単価でお金は支払うが、集まったお金は色々な活動について支払う。
- 委 員 法面に芝桜を植えるような活動は、多面的機能支払でも中山間地域等直接支払で もできるということか。
- 事務局 中山間地域等直接支払交付金は集落で自由に使える。県はお金を渡す。傾斜がある 地域に限定される。
- 委 員 協定の広域化について、いいことだと思うが、市や法人が積極的に進めたということか。

また、農業就業人口が減り、高齢化が進み、事業承継は農業だけでなく問題であるが、この解決法の一つが、広域化をすることによってある程度担い手がそろっているところに吸収されていくという推進の仕方、同じ組織の中から若手を育てるやり方、地域外から担い手を探してくる等、色々考えておられると思うが、県としてはどのようなサポート体制として行われるのか教えてほしい。

事務局 広域化が一番進んでいるのは三次市。これは、県の農林水産事務所と市役所がどん どん連携して広域化を進めている。本事業において、事務作業が大変でこれ以上継続 できないという声が非常に大きい。若い担い手がいる協定等継続可能な協定との広 域化をどんどん促進している。次に広域化を促進しているのは安芸高田市と東広島 市。法人等が中心となって広域化を促進しているとのこと。

後半の質問について、就業人口の減少も著しいため、支え手を幅広にしようということで協定を作り、農地、水路・道路を守り、農業活動の持続性に繋がることになる。いかに農業活動を続けられるかとイコールで中山間地域等直接支払制度という仕組みがあり、地域を守る仕組みがあるということで、農業者、法人、担い手等が農業活動に集中できると思っているので、こういう取組を持続することに注力していきたいと思っている。

- 事務局 事業継承について、県として支援は、まだまだできていないのが現状だと思う。 例えば、畜産における畜舎の投資等、時間のかかるものの事業継承は現場で見られる がそれに対する支援は十分にできていないのが現状。
- 委 員 多面的機能支払の市町内の取組状況について、農振農用地の中で、呉市が蒲刈や大 崎下島町など島しょ部での果樹栽培が多く行われている中、制度を利用していない のはなぜか。地形的に使われるべき所だと思うのだが。
- 事務局 県の中でも地形的に条件不利なところに使ってほしいのはあるが本制度は地域ぐるみでの共同活動を行う必要がある。水田地帯だと道水路の草刈り等もともと共同活動しているというベースがあり、法人などの取組に繋がるところが多いが、島しょ部は柑橘を中心としたエリアとなるため、地域性、社会性などからも法人や協定を作ってまで地域を守ろうという取組とするのが難しい。
- 委員 大崎上島町でドローンを活用した農作業の経験,DX 化を熱心にされていた。ドローンによる農薬散布もされているということで、制度としての相性はあるのかと思ったが。
- 事務局 協定の認定までは至っていないが、大崎などで産地を作ろうという動きや活発な 活動の担い手も出てきている中、我々が啓発をしていく必要があると思っている。
- 委 員 中山間地域等直接支払制度というのは5年間農地を維持するという理解で良いか。 新規就農の方も協定に加入していくことは可能なのか。
- 事務局 はい。協定内で同意があれば途中から入ることも可能。
- 3 強い農業づくり総合支援交付金について
- (1) 強い農業づくり総合支援交付金の概要

産地基幹施設等を対象とした整備事業になる。メニューとして、新規導入を対象とした 産地収益力の強化、再編合理化のための産地合理化の促進、みどりの食料システム戦略の 促進がある。

(2) 事業実施一覧

本年度の実施地区は、JA 尾道市の水稲育苗施設の1地区になる。成果目標として、「高温耐性品種の作付割合の増加」、「多収性品種の作付割合の増加」を選択しており、実需者ニーズの高い品種に転換することで、有利販売による生産者の所得確保を目指している。JA 尾道市では、安心・安全な農畜産物の生産と売れる米作りを農業振興の柱としており、消費者ニーズの高い特別栽培米や環境保全米、良食味で品質の優れた業務用米の契約取引数量が増加している。既存の4つの育苗施設が老朽化しており、これを新たな1施設に統合する。

一つ目の課題として、温暖化によって高温障害が発生し、品質低下が問題になっている。これに対して、高温耐性品種及び多収性品種への転換を進めることで、1等米比率や食味の向上等によって所得確保を目指す。二つ目の課題として、施設の老朽化により適正な温度管理が行えていないという問題がある。これに対し、新施設導入によって温湿度管理及び作業の効率化が可能な育苗ラインを整備することで、苗の供給遅延・不足リスクを低減し、安定的な苗供給を目指す。三つ目の課題として、減農薬栽培のための温湯消毒設備が整っていないために、処理可能な数量が限定されている問題がある。これに対して、新たに温湯消毒器を導入することで、減農薬栽培による付加価値向上に取り組み、長期契約取引の増加による生産者所得の確保を目指す計画となっている。

質 疑

委員 みどりの食料システム戦略のための施設にはどのような施設があるのか。

事務局 ヒートポンプや堆肥化施設などがある。

委員事業実施主体にはどのようなものがあるのか。

事務局 JA,農業法人,農業者が組織する団体などが含まれる。

委員 取組が少ないように感じるがいかがか。予算的な理由か。

事務局 昨年度は産パ事業で安芸高田市に低コスト耐候性ハウスを導入しており、一昨年 は同じく安芸高田市に集出荷貯蔵施設を導入している。減少傾向にあるが、1年に1 件程度のペースが続いている。予算的な理由ではなく、全国的な競争になるのでポイント獲得が必要であり、応募できる案件が限られている。

委 員 大型案件ということか。

事務局 そのとおり。

委員 全国の予算枠は32億円ということか。

事務局 32 億円は優先枠の予算であり、事業全体ではこれより大きい予算になる。

委 員 育苗センターを統合したということか。

事務局 4か所あったものを1か所に統合した。

委 員 地元の堆肥を活用して水稲が栽培されている。多収性で食味の良い品種に転換することで生産者の所得向上にもつながる取組であると理解した。

3 産地生産基盤パワーアップ事業について

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要

産地として、成果目標を達成するための振興計画を作成することで、ソフト・ハードの事業に取り組むことができる。成果目標は、生産・出荷コストの 10%以上の低減、販売額の 10%以上の向上などを選択することになる。今年度限りになるが、燃油高騰対策として生産支援事業の中に施設園芸エネルギー転換枠が追加されており、この枠では成果目標として、省エネ機器の導入面積を産地の 50%以上に拡大、もしくは燃油使用量の 15%以上の低減を選択することができる。

整備事業では、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設などの整備が可能。

事業の流れとして、地域農業再生協議会等が産地パワーアップ計画を作成する点が特徴となる。

(2) 事業実施地区一覧

令和3年度,4年度の計画で進めている三次市のほうれんそう産地は,今年度が2年目となる。この産地では、研修制度を活用して毎年新規就農者が育成されている。成果目標としては、販売額の10%以上の向上を選択している。

施設園芸エネルギー転換枠は、安芸高田市の青ねぎ、尾道市、大崎上島町のレモン、三次市のぶどうの3地区で計画が進んでおり、ヒートポンプ等が導入される。成果目標としては、省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大を選択している。

質 疑

委 員 目標で販売額の 10%以上の向上とあるが、支援内容には販売ルートの拡大等がないように見える。何か支援内容があるのか。

事務局 集出荷貯蔵施設の整備などによって販路の拡大に取り組んでいる事例はある。ハ

- ード事業なので、施設整備によって直接的に販売ルートの開拓をするような支援はない。
- 委員 安芸高田市の青ねぎでは、ヒートポンプでなく温湯ボイラーを導入することになっているが、これで省エネにつながるのか。
- 事務局 灯油焚きから LPG 焚きに転換することで原油換算での使用量は減少することを確認している。
- 委員 成果目標に対して事後評価のような制度はあるのか。
- 事務局 毎年度,事業主体が目標達成状況を報告することになっており,要因分析も行っている。
- 委員 報告は何年間行われるのか。
- 事務局 目標年度が事業実施の翌々年度となっているので、それまでは毎年報告する。目標 が達成されていない地区は、達成するまで報告する。
- 委員 未達成の時のペナルティはあるのか。
- 事務局 目標が未達成の地区は、県のホームページで公表することになっている。また、次 の事業が活用できなくなる。
- 委員 総事業費は補助金の額か、それとも総事業費の半分を補助するということか。
- 事務局 総事業費の半分を補助するということになる。